

## 令和8年度情報発信力強化支援業務仕様書（案）

1 委託業務名：令和8年度情報発信力強化支援業務

2 委託期間：契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 予算額

(1) 委託上限額

提案にあたっては、総額 7,430,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限として見積もること。（この金額は、企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる。）

※令和8年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、予算成立後に効力を生じる事業である。県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。

(2) 積算内訳

積算の費目は、次のとおりとすること。

- ① 人件費
- ② 直接経費（旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、再委託費、その他必要と認められる費目）
- ③ 一般管理費（（人件費＋直接経費－再委託費）の10%以内とする。）
- ④ 消費税

4 業務の目的

県民生活に深く関わる「県政」について、県民の「理解」と「参画」、県外・国外在住者の「興味・関心」を得るためには、本県の取組を、多角的視点でタイムリーかつスピーディーに、分かりやすく発信することが重要である。

知事や副知事の活動等を通じて見えてくる県政の主要な取組を、SNS や YouTube 等を活用して効率的・効果的に情報発信するため、その手法や運用及びコンテンツ制作について外部からの支援を得ることを目的に業務委託を行う。

5 業務内容

(1) 広報アドバイザー業務

アドバイザーを配置し、以下の業務を行うこと。

- ① SNS の運用に関する支援

特命推進課が運用する SNS について、リーチ数やフォロワー数等の増加に向けた情報発信の手法及び内容等に関し、県民や一般事業者の目線に立ち、改善のための実効的な支援を行うこと。

【参考 1】特命推進課 Facebook

<https://www.facebook.com/share/1G83RL3uDj/?mibextid=wwXifr>

【参考 2】特命推進課 Instagram

[https://www.instagram.com/pref.okinawa\\_tokumei?igsh=em50aWduYXJkaXc0&utm\\_source=qr](https://www.instagram.com/pref.okinawa_tokumei?igsh=em50aWduYXJkaXc0&utm_source=qr)

【参考 3】沖縄県特命推進課 SNS アカウント運用ポリシー

[https://www.pref.okinawa.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/017/562/sns\\_policy.pdf](https://www.pref.okinawa.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/017/562/sns_policy.pdf)

## ② 県政全般に関する情報発信やリスクコミュニケーション等に関する助言

県からの相談事項（①以外の案件で、都度調整）に対して対面、オンライン、メール、電話により対応すること。

【想定される相談事項の例示】

知事定例会見、県広報（web サイト・番組・広報誌など）、個別事業の情報発信に係るもの等

## (2) YouTube 動画コンテンツの制作・配信に関する全ての業務

県民の関心テーマをリサーチのうえ、YouTube の特性を踏まえた動画企画を提案すること。また、視聴数を伸ばす効果的な動画への誘導手法も併せて提案すること。

ア 動画 1 本あたりの時間

3～15 分程度

イ 制作本数

原則 3 本以上とする。

制作可能本数も企画審査の要素とするが、正式な本数は本委託業務の契約後、双方協議のうえ決定する。

ウ 動画形式

ファイル形式：.mp4

解像度：1920×1080

エ 配信先

沖縄県公式 YouTube チャンネル

(3) ショート動画コンテンツの制作・配信に関する全ての業務

県民の関心テーマをリサーチし、ショート動画の特性と配信先の特性を踏まえたショート動画企画を提案すること。

ア 動画1本あたりの時間

15秒～1分30秒程度

イ 制作本数

原則月1～2本程度とする。

制作可能本数も企画審査の要素とするが、正式な本数は本委託業務の契約後、双方協議のうえ決定する。

ウ 配信先

・特命推進課 SNS (Facebook、Instagram)

(4) 職員向け研修動画の制作業務（簡易動画マニュアル）

ショート動画及び YouTube 動画等の企画・検討にかかる基礎知識と基本的な考え方（ターゲティング、構成パターン、広告配信、その他事項など）について、広報業務に携わる職員の理解を深めるための研修動画を制作すること。

(5) 広告配信等による SNS アカウント周知及び YouTube 動画周知業務

新規フォロワーの獲得と YouTube 動画の再生数増加に向けた広告配信・運用を行い、効果の分析と報告を行うこと。

(6) その他情報発信強化に関する業務

本事業の目的に沿った自由提案（例：県が通常行う投稿とは趣向を変えた特別テーマの提案による投稿内容の企画・運用など）に基づく業務のうち、県と調整のうえ合意に至った業務を実施すること。

## 6 成果物

本委託業務の成果物として、以下を提出することとする。

(1) 5で作成した資料一式（総括的な事業実績報告書含む）

(2) (1)の電子データ

(3) その他県が必要と認める書類等

## 7 その他

- (1) 作業の内容について疑義が生じた時は、発注者・受注者両者はその都度、状況の報告や確認を求めることができるものとする。
- (2) 委託業務を進めるために必要な資料については、契約締結後、受注者の求めに応じて、貸与または提供する。また、受注者は貸与または提供された資料の取り扱いに十分注意を払うこと。
- (3) 受注者は、発注者の許可なく本委託業務で知り得た情報・資料等を、第三者に提供・開示または漏洩してはならない。
- (4) 以下に定める「主な業務」については、第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

### <主な業務>

- ① 契約金額の50%を超える業務
  - ② 企画判断、管理運営、指揮監督、確定検査などの総括的かつ根本的な業務
- (5) 契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「簡易な業務」に示したものを第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

### <簡易な業務>

- ① 資料の収集・整理
  - ② 複写・印刷・製本
  - ③ 原稿・データの入力及び集計
  - ④ その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの
- (6) 委託業務の実施に際しての詳細な事項については、発注者・受注者両者で協議のうえ決定する。
  - (7) 本委託業務の完了後において瑕疵が発見された場合は修正、又は再作業を行うものとする。
  - (8) 本委託業務にかかる成果物の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。  
成果物において第三者との間で知的財産権に関する紛争等が発生した場合又はその恐れがある場合、事業者が一切の責任と費用においてこれらを処理解決し、沖縄県に影響を与えないものとし、万一、沖縄県に損害が生じた場合は当該損害を補償するものとする。
  - (9) 本仕様書に記載の業務内容は、本企画提案公募に当たり仮に設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは内容が異なる場合がある。